

第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画策定支援業務に係る プロポーザル実施要領

1 実施の目的

本業務は、別紙「第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画策定支援業務委託仕様書」に基づき、「第2期データヘルス計画」及び「第3期特定健康診査等実施計画」（以下「前期計画」という。）の実績評価の実施とそれに基づく「第3期データヘルス計画」及び「第4期特定健康診査等実施計画」（以下「次期計画」という。）策定にあたり、公募型プロポーザル方式により複数の事業者のうち、より医療費分析技術、データ処理の正確性及び評価分析手法等が優れ、次期計画の実効性や事業効果が見込める事業者を優先交渉権者として選考するため実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名称

第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画策定支援業務

(2) 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(3) 主な業務内容

- ① 情報収集業務
 - ② レセプト・健診データの分析
 - ③ データヘルス計画の実績評価及び作成
- ※ 詳細は別添「仕様書」による。

3 契約担当

〒690-0852 島根県松江市千鳥町20番地 ホテル白鳥2階
島根県市町村職員共済組合 健康管理課
TEL 0852-21-9510 FAX 0852-27-8518
e-mail: kenkoukanri@shimane-kyousai.jp

4 日程

項目	期日	時刻	備考
案件掲載開始日	令和5年3月15日		
質問票提出期限	令和5年3月27日	午後5時	質問票（様式7）においてFAXのみで受け付けるものとする。
プロポーザル参加申込書（別紙1）の提出期限	令和5年3月27日	午後5時	業務案内書（会社パンフレット等）を併せて提出すること。
質問に対する回答日	令和5年3月31日		質問票の回答については、問い合わせ内容に併せ、プロポーザル参加業者全てにFAXで通知する。
企画提案書等提出期限 提出書類 ・企画提案書（表紙（様式6）、本文） ・業務実施体制（様式2） ・業務経歴書（様式3） ・会社概要書（様式4） ・誓約書（様式5） ・見積書	令和5年4月14日	午後5時	送付先： 〒690-0852 松江市千鳥町20番地 ホテル白鳥2階 島根県市町村職員共済組合 総務課宛 ※企画提案書及び誓約書は代表者印押印1部、写しを5部。業務実施体制、業務経歴書、会社概要書はそれぞれ6部を郵送により提出すること。 ※見積書は代表者印を押印したものを1部提出すること。
一次審査結果通知 プレゼンテーション開催通知	令和5年4月17日		プロポーザル参加業者が四社以上の場合、企画提案書等のみによる一次審査を実施。プレゼンテーションの詳細については別途通知する。
審査会開催（プレゼンテーション等）及び場所	令和5年4月25日		場所：同上

5 企画提案書作成要領

企画提案者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

- ① 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画作成について
 - ア. 分析結果を特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画に効果的に反映させるとともに、実現可能な事業の設計を行うための手法や工夫について、具体的に提案すること。
 - イ. 国や他共済組合等の動向を把握し、計画内容に盛り込む内容や目標等について両計画との関連性を鑑み、それぞれ提案をすること。
 - ウ. 前期計画の評価結果を次期計画に反映させるための手法や工夫について、具体的に提案すること。
 - エ. 計画策定後の進行管理（事業効果の検証方法）及び推進体制について、具体的に提案すること。
- ② 健診・レセプトデータ分析について
医療情報等を活用したデータベースの構築や現状分析を効果的に行うに当たり、どのようなことに留意して実施するか記載すること。また、その結果を、どのような視点で課題抽出・整理し、工夫するか記載すること。
- ③ 全体管理について
別紙「仕様書」にある業務内容を踏まえた上で、適切な区分（データ分析、各計画策定、検討組織等）を設けた全体の作業スケジュールを提案すること。
- ④ 所属所との連携・協働（コラボヘルス）への支援
共済組合が所属所（42 か所）とのコラボヘルスの実施にあたって、助力の実施方法について説明すること。
- ⑤ 保健事業（既存・新規）実施にあたっての助力等
共済組合が保健事業（既存・新規）を実施するにあたって、提案内容・方法について説明すること。
- ⑥ その他
本計画の策定に向けて、組合へ提案したいことについて、具体的に記載すること。

(2) 提案の留意事項

- ① 健診・レセプトデータ分析における必須事項
 - ア. 性別、年齢構成別、所属所別等の比較、分析
 - イ. 全国共済組合、他保険者との比較、分析
- ② その他業務について
ICTを活用した個別健診データの管理・情報提供、健康ポイント事業等について、次年度以降検討し、実施可能な業務があれば提案すること。

また、共済組合において健康増進知識・生活習慣病予防知識の普及啓発のため、利用可能な資料等を提供できる場合は提案すること。

③ 個人情報保護対策

個人情報保護の取組み及び個人情報の取扱いの具体的方法について、提示すること。

6 企画提案の審査方法

(1) 審査会の設置

企画提案書の審査、評価及び特定を行うため、第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画策定支援業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 一次審査

審査会は、プロポーザル参加者が四者以上の場合、一次審査を実施する。

ア 日時 令和5年4月17日（月）

イ 審査内容 企画提案書等による書類審査を実施し、審査項目に基づき採点し、公平かつ客観的に評価を行い、プレゼンテーション審査を受ける事業者を三者選定する。

ウ 審査結果については、全ての提案者に郵送にて通知する。なお、審査結果については公表しない。また、選定の結果に対して異議申し立ては受け付けない。

(2) 審査会（プレゼンテーション等）の実施

プレゼンテーションの実施方法等については、以下のとおりであるが、詳細は別途通知する。

ア 日時 令和5年4月25日（火）

イ 実施方法 一者ずつの呼び込み方式とし、一者の持ち時間は説明、質疑合わせて90分とする。

提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネルの使用は可能とする。

欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価等から除外する。

(3) 審査内容

提案者からの企画提案書等一式に関する書類審査及びプレゼンテーション審査を実施した後、審査項目に基づき採点し、公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた企画提案を行った事業者を第一優先交渉権者として選定する。あわせて次点交渉権者も選定する。

7 契約

(1) 契約の締結

審査会が選定した第一優先交渉権者と業務委託契約の契約交渉を行う。ただし、第一優先交渉権者との契約交渉が整わない場合は、次点交渉権者と契約交渉を行う。

(2) 契約保証金

免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

後払いとする。

8 その他

(1) 企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返還しない。なお、書類は事業者選定のためのみに使用し、他の目的には使用しない。

(3) 辞退の取扱い

「プロポーザル参加申込書」を提出後に辞退する場合は、当共済組合総務課まで辞退届（様式任意）を提出すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

(4) 個人情報

提出書類に記載された従業員等の個人情報は、企画提案及び契約に係る事務処理において必要な連絡のみに用いるものとし、他の用途には用いない。

(5) 著作権等

提出書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。なお、提出書類は、企画提案・選定及び契約の事務処理において必要な範囲において、複製を作成することがある。

(6) 審査又は契約の延期

天災その他やむを得ない理由により、審査又は契約を行うことができないときは、延期する。その場合の提案者の損害は提案者の負担とする。

(7) 企画提案の向こうに関する事項

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

ア 仕様書に示した参加する資格のない者が提案した企画提案

イ 提出方法、提出先及び提出期限に従わず提出した企画提案

ウ 「プロポーザル参加申込書」に記載された者以外の者が行った企画提案

エ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている企画提案